

日本小児循環器学会高尾賞顕彰実施規約（2022年2月18日改定）

（目的）

- 1）本賞は、日本のみならず、世界の小児循環器医学の発展に多大な功績を残された故高尾篤良東京女子医科大学名誉教授（元日本小児循環器学会理事長）を追悼記念するとともに、小児循環器医学の発展に顕著な功績のあった研究者を選定し、顕彰することを目的とする。
- 2）本賞は、近年（過去10年間）において小児循環器医学の基礎研究または臨床研究分野において継続的に顕著な業績をあげた研究者に対して行うものとする。
- 3）：本賞の名称は、「日本小児循環器学会 高尾賞」とする。

（応募資格および選考方法）

- 1）：本賞の候補者は、本規約の目的2）に該当する業績を有し、申請時に継続して10年以上日本小児循環器学会会員であることとする。応募する年の3月末日において60歳未満とし、今後もこの分野で継続的に中心的な役割を果たすことが期待できる研究者を優先する。
- 2）：応募は各年1施設から1名までとする。
- 3）：応募は2月に告知し、自薦、他薦を問わない。応募締切日までに候補者がいない場合、顕彰委員会は理事会に候補者の推挙を依頼することができる。顕彰委員会ないし理事会での審議により、候補者なしとする年度もあり得る。
- 4）：候補者は、日本小児循環器学会顕彰委員会が準備した所定の申請用紙を記載し、過去10年間の業績の詳細、代表的論文3編、および小児循環器学会評議員2名による推薦状を添えて、顕彰委員会より告知のあった日から3月末日までに提出する。
- 5）：顕彰委員および顕彰委員会が指名する選考委員を合わせた高尾賞選考委員会（補足1）により、4月30日までに受賞者1名を決定する。ただし、高尾賞選考委員会による選考の結果、該当者なしとすることもあり得る。顕彰委員会は、その選考過程と選考結果を、日本小児循環器学会理事長（以下「学会理事長」とする）に報告する。

（顕彰）

- 1）：学会理事長は、各年の日本小児循環器学会学術集会総会において選考結果を公表し、賞金（10万円）、表彰盾を受賞者に授与する。顕彰委員会は、広報委員会などを通じて、受賞者と受賞内容を広く社会に表明する。
- 2）：受賞者は、その業績について、受賞した年の日本小児循環器学会学術集会において講演を行い、日本小児循環器学会誌（英文もしくは和文誌）に総説を執筆する。

（補足）

- 1）顕彰委員会は、毎年日本小児循環器学会評議員の中から査読能力の高い小児循環器医および小児心臓外科医若干名を選考委員として指名し、顕彰委員を合わせた高尾賞選考委員

会を構成する。ただし、候補者と同一施設の者、候補者または推薦者と直接的に利害関係にある者は選考委員になることはできない。

2) 本規約に定めるもののほか、顕彰に関する必要な事項は、顕彰委員会および学術委員会の提言のもとに学会理事長が定めるものとする。

(附則)

1) この規約は、平成22年7月7日より施行する。

2) この規約は、平成23年1月15日から改正施行する。

(応募資格および選考方法) 3) 一部改正、5) 追加記載

(顕彰) 1) 一部改正

3) この規約は、平成29年1月21日から改正施行する。

(応募資格および選考方法) 1) ~ 5) 一部改正

(顕彰) 1) ~ 2) 一部改正

(補足) 1) 一部改正

4) この規約は、平成30年1月6日から改正施行する。

(応募資格および選考方法) 3) ~ 5) 一部改正

(顕彰) 2) ~ 3) 一部改正

(補足) 1) ~ 2) 一部改正

5) この規約は、令和元年6月15日から改正施行する。

(目的) 2) 一部改正

(応募資格および選考方法) 1) 一部改正

6) この規約は、令和4年2月18日から改正施行する。

(目的) 2) 一部改正

(応募資格および選考方法) 1) 2) 4) 5) 一部改正、3) 追加記載

(顕彰) 2) 一部改正

(補足) 1) 2) 一部改正